

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和6年8月22日（木）
会議時間 9時58分開会 10時46分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明
委員：只野敏彦、川上 均、中河つる子、深沼達生
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦、総務課長補佐：野々村徹、
行政管理係長：岩橋啓太
- 6 議 件
(1) 令和6年第5回町議会定例会の運営について
①予定議案等（町・議会）の説明
②審議方法等について確認
③会期日程の確認
④陳情、請願、意見書等について
(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

【開会 9：58】

(1) 令和6年第5回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の説明

委員長（橋本晃明）：只今より議会運営委員会を開催する。今日は議件としては令和6年第5回町議会定例会の運営についてということである。執行側より予定議案等の説明をお願いする。

副町長（山本 司）：9月定例会の予定議案等について説明をさせていただく。配布している議案をご覧ください。まず、報告議案は2件を予定している。決算関連で「地方財政健全化法」の規定に基づく報告である。報告第1号として「健全化判断比率」、第2号として「資金不足比率」について、「算定表」と「監査委員の意見書」を添付し報告する。続いて令和5年度の決算認定の議案である。「認定第1号の一般会計から、認定6号の下水道事業会計」までの6会計についてである。決算書の他に資料として主要政策成果表を配布している。続いて「議案第58号」専決処分の承認を求めるものである。令和6年度清水町水道事業会計補正予算（第2号）となる。この補正については、国内の浄水場において有機フッ素化合物（PFASピーファス）の濃度が基準値を上回った箇所があったことから、国から全ての浄水場の水質検査の実施及び検査結果の報告を求められたことによるものである。本町においては町内に6か所の浄水場があり、有機フッ素化合物の濃度検査を早急に実施する必要があったことから専決処分を行ったところである。検査の結果は全ての浄水場で国が定める基準値を下回っており、検出できる定量下限値をも下回っており、安全が確認されたところである。次に補正予算の第59号から第61号が令和6年度一般会計ほか2会計の補正である。一般会計予算についてのみ説明させていただく。それでは、9ページを開いていただく。歳入より、説明する。10款、地方特例交付金は、交付金の決定に伴い3,919万7千円の追加である。11款、地方交付税は、普通交付税の決定に伴い1億6,140万6千円の追加である。15款1項1目3節、児童手当費負担金1,778万7千円の追加は、児童手当制度拡充によるものである。10ページへ参る。2項2目2節、児童福祉総務費補助金24万9千円の追加は、児童手当制度拡充に係る事務費分である。5目2節、除雪対策費補助金3,758万8千円の減額は、社会資本整備総合交付金（除雪機械分）の交付決定によるものである。16款1項1目2節、老人福祉費負担金は、過年度分低所得者保険料軽減事業負担金の確定により8千円の追加である。4節、児童手当費負担金254万1千円の追加は、児童手当制度拡充によるものである。2項4目3節、農業振興費補助金は、国の補助内示に伴い4,520万8千円の追加である。詳細は、歳出予算で説明する。11ページへ参る。17款1項2目、利子及び配当金83万8千円の追加は、清水町森林組合出資配当の確定によるものである。18款1項2目、特定寄附金313万3千円の追加は、寄附6件によるものである。19款1項7目、いきいきふるさとづくり基金繰入金950万円の減額は、当初マイクロバスの購入を見込んでいたが次年度以降に先送りするため、財源としていた繰入金を減額するものである。20款、繰越金は令和5年度決算確定に伴い1億197万9千円の追加である。12ページへ参る。22款1項4目、土木債3,750万円の追加は、国庫補助金減額等に伴い財源確保のため町債の補正である。7目 臨時財政対策債479万6千円の減額は、発行可能額の確定によるものである。10目、総務債1,000万円の追加は、地域活性化交流施設整備事業に対する補助金が、過疎

対策事業として町債の対象となったことによる追加である。13ページへ参る。歳出の補正である。2款1項3目、財産管理費の1,007万5千円の減額は、町民バスの更新としてマイクロバスを購入する予定であったが、現行の町民バスを修繕したことにより運行可能となったため購入を延期することによる減額である。6目、企画費は、地域活性化交流施設整備事業補助金が、過疎対策事業として町債の対象となったことにより、当初財源としていた寄附金の活用が不用となったことから基金へ積み立てるものである。14目、友好都市交流費は、企業版ふるさと納税1件に伴う特定財源内訳の補正である。14ページへ参る。2項1目、税務総務費138万6千円の追加は、所得税・個人住民税定額減税対応システムの追加改修によるものである。4項2目、町長選挙費53万円の追加は、郵便料金値上げによる対応分の補正である。3款1項3目、老人福祉費8千円の追加は、過年度分低所得者保険料軽減事業負担金の確定に伴う繰出金の補正である。15ページへ参る。4目、障害福祉費、22節、償還金1,105万9千円の追加は、自立支援給付費及び障害者医療費の過年度負担金の確定によるものである。13目、高齢者世帯等生活支援給付金費2,775万6千円の追加は、灯油や食料品など物価高騰の影響を大きく受ける低所得者の高齢者世帯・障がい者世帯・子育て世帯・生活保護世帯合わせて1,350世帯を見込んでいるが、現金2万円を給付し生活を支援する補正である。詳細は、別紙の予算に関する説明資料事業番号01に記載している。16ページへ参る。2項1目、児童福祉総務費36万7千円の追加は、児童手当制度拡充に係る事務費等によるもの及び、過年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費等の確定による返還金の補正である。2目、保育施設運営費69万6千円の追加も、過年度子ども子育て支援交付金等の確定による返還金の補正である。3目、児童手当費2,287万円の追加は、今年の10月以降、高校生までの支給延長など児童手当制度拡充による補正である。6目、児童療育支援費31万6千円の追加は、過年度特別児童扶養手当事務費及び過年度障害者医療費負担金の確定による返還金の補正である。17ページへ参る。4款1項1目、保健衛生総務費4万円の追加は、今年度の帯広厚生病院運営費補助金の確定に伴うものである。2目、保健予防費20万8千円の追加は、過年度疾病予防対策事業費等補助金等の確定による、返還金の補正である。18ページへ参る。6款1項3目、農業振興費4,520万8千円の追加は、十勝清水町農協等が実施する農業機械導入事業などが国の補助金の内示を受けたことによる補正である。7目、農業用水管理費102万3千円の追加は、今後農業用水施設の修繕の増加が見込まれることから補正するものである。7款1項1目、商工振興費727万円の追加は、10月発行予定の商品券事業について、物価高などにより町内商工業者の経営環境が厳しいとともに、消費者の購買意欲も低下していることから、消費喚起を促し、町内経済の好循環を図ることを目的に、プレミアム率を当初の10%から20%へ引き上げるための経費を追加するものである。これについても、詳細は別紙の予算に関する説明資料事業番号02に記載している。19ページへ参る。8款2項2目、除雪対策費は、特定財源内訳のみの補正である。10款2項1目、小学校管理費100万円の追加は、企業版ふるさと納税1件に伴い御影小学校の備品購入を行うものである。内容については顕微鏡、朝礼台、タッチディスプレイ、いわゆる電子黒板になる。20ページへ参る。3項1目、中学校管理費、1節、報酬43万6千円及び8節、旅費8万7千円の追加は、中国からの留学生のサポートのため新たに指導助手を任用するための補正である。17節、備品購入費100万円の追加は、企業版ふるさと納税1件に伴い御影中学校の備品購入を行うものである。2目、スクールバス管理費138万5千円の追加は、スクールバスの修繕費が今後必要になる見込みのため追加するものである。4項4目、図書館・郷土史料館費3万3千円の追加は、図書購入費及び物品購入費としてそれぞれ1件の特定寄附を受けたことによる補正である。本と座椅子等の購入を予定している。21ページへ参る。5目、中央公民館費121万4千円の追加は、文化振興として1件の特定寄附を受けたことによる備品購入費の補正である。椅子60脚等を購入する予定である。13款1項1目、行政費100万

円の追加は、郵便料金値上げ対応分の補正である。2項1目、基金費は2億4,314万5千円の追加である。令和5年度決算剰余金と今回の補正予算調整額として基金へ積立てるものである。以上が一般会計補正予算の内容である。次に、人事案件として議案第62号から64号になる。議案第62号、教育委員会教育長の任命については、現在1期目の山下勇教育長が、10月18日で任期満了を迎えることから、再任について同意を求めるものである。任期は3年となる。議案第63号、教育委員会教育委員の任命については、現在2期目の小笠原清隆委員が、任期途中であるが、一身上の都合により9月30日をもって辞職されることから、新たに佐藤朱美氏を任命したく同意を求めるものである。なお、任期は小笠原委員の残任期である令和7年12月19日となる。議案第64号、農業委員会委員の任命については、農業委員1名の欠員補充を行うものである。新たに口田靖明氏を任命したく、同意を求めるものである。なお、任期は、任命の日から前任者の残任期間である令和8年7月19日までとなる。以上、予定議案についての説明とさせていただきます。このほかに行政報告を1件予定している。「農産物の生育状況等について」ということで、例年9月定例会で報告しているが、8月30日に合同作況調査を行う予定であり、開会日当日に配布させていただきたいと思っている。

委員長：次に議会提出分について説明願う。

事務局長（大尾 智）：議会提出分について説明させていただく。委員会報告であるが、今回の所管事務調査については、次の議会まで継続という形で報告はしないという形をとっているので、委員会報告は予定していない。次に所管事務調査の申し出、常任委員会と議会運営委員会については、引き続き次の議会までということで、改めて申し出をさせていただきたいと思う。続いて陳情、請願、意見書等であるが、陳情、請願は今のところ申し出がない。意見書であるが国土強靱化の社会整備等に関する意見書について、道の町村議長会から予定の情報は入ってきているけれども、まだ取りまとめが終わっていないようで、初日までに間に合えばやりたいと思うけれども今のところ未定である。それから議員の派遣についてであるが、模擬議会の関係の事前学習として、10月11日に清水高校、それから十勝町村議長会の議員研修会が10月30日に、会場が清水の文化センターで開催されるので議員の派遣を申し出るという部分が議会提出分である。

委員長：これまで説明を受けた部分で特に質疑等ないか。

（「なし」との声あり）

②審議方法について確認

委員長：それでは次に審議方法等について確認をしたいと思う。決算、補正予算、一般議案、これまでと同様に本会議審議とすることでよいか確認をしたいと思うがよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：次に教育長の任命に関する採決については、賛否の公表をホームページ等で行っているので、平成30年9月の教育長の選任から起立採決としており、今回もそのような方法でよいか伺うが、よろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：次に、教育委員、農業委員会については簡易採決ということでよろしいか確認をしたいと思う。よろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：次に会期の日程について、おおよその日程を確認して参りたいと思う。まず執行側に伺うが、補正予算、一般議案等で審議日程の要望があるか、あればその理由についてもお願いする。

副町長：補正予算、議案第59号から第61号について、一般会計補正予算においての商品券事業のプレミアム率を10%から20%に引き上げるという内容で追加の補正予算を計上している。10月19日からの販売を予定している。そこから逆算すると、町内全戸に配布する商品券の申込書の印刷発注など、できるだけ早く準備を進めたく、可能な限り初日に審議をお願いしたいので、特段のご配慮を賜りたいと思う。

委員長：今執行側から要望があった件について、そのようにすることでよろしいか確認をしたいと思う。

川上委員：補正予算については、今まで慣例という言葉はよくないのかもしれないが、議員の一般質問を保障するためには最終日にすべきだと思う。

委員長：他にあるか。

只野委員：本当に慣例という言葉はあまり好ましくないと思っており、一般質問でもすればいいので、本当に緊急を要するというか、早くしないとというところであれば補正予算は初日でいいと思う。

川上委員：只野議員は理解してないと思うけれども、先に補正予算やった場合は一般質問できない、決まってしまうのだから。だから一般質問を保障するために最終日という話をしているのだから、それを間違えないでもらいたい。あくまでも一般質問というのは権利だから、その権利を保障するためのものだから、それを放棄するような形になってしまう。補正予算を最初にやるってことは、一般質問でなくなるのだから。だから、これは議会としては最終日にやるのが本来だと思うので、私は最終日にすべきだと思う。

只野委員：正すのであれば一般質問でできないことはないと思う。

（「できない」と発言するものあり）

只野委員：人が話しているのだから、私もあなたが話している時は聞いているのだから。発言の許可をもらっているのに、なぜ話してくるのか。

委員長：只野委員続けて。

只野委員：一般質問で正すということはできないと言っているけれども、次の回にもそういうことが、今まで見ていてもあると思う、あなたが言っているように、最初にやっても一般質問できないと言っても、そういうことが何回も起こるのであれば、一般質問でどんどん言っていけばいい話で、できないということはないだろうし、最終的に議決が一番議員として大事だと思っていて、その中で反対すればいい話だし、一般質問はそこでできないということはないと思う。それは一般質問通告でとおるかとおらないかやればいい話で、できないことはないと思う。

川上委員：だって補正予算はそこで決まったらそのあと一般質問できないじゃないか。決まったこと。当たり前の話じゃないか。それさえ理解できないのか。普通の流れでいったら、補正予算で決まったものを一般質問でどうするのかとできるか。普通できないのだからこれは。議長できないでしょう。これはルール当たり前のことだから、それを理解してもらわないと話にならない。

委員長：他の委員の方に意見を伺う。深沼委員。

深沼委員：私的には今回商品券の部分で、どうしても印刷等で時間かかるというようなことを言われたので、これは町民に商品券が遅れると差し支え出てくると思うので、スムーズにいくように今回は初日でとおした方がいいと思う。

中河委員：町民の生活に関連するということで、この内容については先にやるということもあるのではないか。

川上委員：急ぐのであれば、本来は今月中に臨時議会でやればいいだけの話であって、急ぐのであればそのような方法もあるので、9月の定例議会に持ってきて、急ぐという話にはならないと思う。

委員長：前回も一般質問との絡みで、議案の審議を初日にするのはどうだろうという疑問が出されていたけれども、個々の議案と一般質問は、基本的に別個に考えるべきだと私は思っているので、例えば、商品券に限らず色々なものが、1回議論されて結果が出てしまったら、もう一般質問できないということになれば、それは予算委員会終わった後で、全部の質問ができなくなってしまうということにも繋がりがねないので、それはそれで丁寧に審議して賛否を出していくと。一般質問は町長の考え方をそこで伺うということでもよろしいのではないかと前も言ったけれども、繰り返しになるがそのように考えているので、必ずしも一般質問の権利が奪われるということはないというように考えているが、ここで議長、先ほど指名があったけれども見解があれば伺いたいと思う。

山下議長：委員会の中でそれぞれの個人個人の話をされて、委員会としての方向性もそれぞれ委員会の中で決めていただくという部分だと考えている。また一般質問と議案の審議というものは基本的に別のものであってという部分は今委員長が言われたとおりだと思う。議決された部分であっても、議案として審議された後であっても、一般質問としては町長に対して問うという部分がしっかりできる部分なので、そういった部分は、それぞれでやっていけばいいと、委員長の話したとおりだと思う。

委員長：色々な考え方を皆さんそれぞれあるということはわかったけれども、議会運営委員会としては、今、執行側から早くに審議して欲しいという部分とその理由も伺ったので、そのように進めていきたいと思うがいかがか。

（「はい」との声あり）

委員長：それではそのように進めたいと思う。次に、只今の議論を踏まえた上で町提出議案、それから議会提出の議案について、現状でのおおよその日程について確認して参りたいと思うが、これについて事務局より説明を願う。

③会期日程の確認

事務局長：会期初日は9月3日火曜日、午前10時開会である。会議に先立って議会運営委員長の報告。それから、行政報告1件、報告議案として健全化判断比率と資金不足比率の報告第1号、2号、専決処分の承認議案58号、水道事業会計の補正予算である。次に、補正予算が一般会計以下3件、59号、60号、61号である。先ほども話したように議会関係の議案としては各委員会からの所管事務調査報告がないので予定をしていない。初日は以上である。9月4日から8日までを休会としたいと思う。9月9日、10日、2日間で一般質問、9月11日、12日は休会で13日、11日と13日の2日間で一般会計以下6会計の決算審議、認定の第1号から6号である。9月14日から17日まで休会、9月18日に人事案件3件、62号、63号、64号。それから先ほど話したとおり、もし道議長会からの意見書が間に合えば意見書を1件、所管事務調査の各委員会からの申し出、議員の派遣2件についてということで審議日程としてはいかがかと思う。

委員長：事務局から説明があった日程について、これでよろしいか皆さんから意見を伺いたいと思うがよろしいですか。

（「はい」との声あり）

④陳情、請願、意見書等について

委員長：それでは、只今説明のあった日程で進めたいと思う。次に陳情、請願、意見書等についてであるが、今までのところ陳情、請願はないということで意見書が、道議長会からの要請であるが、これについては、定例会での提出に向けて所管の常任委員会で協議していただく、これは総務産業常任委員会となるけれども、それでよろしいか。

事務局長：先ほど説明したように、まだ届いてないので届いた場合にはという前提での確認ということでお願いします。

委員長：届かなかつたらやらないということになるけれども、届けばということで理解いただきたいと思う。それでは執行側の皆さんにはここで退席をしていただきたいと思います。暫時休憩する。

【休憩 10：38】

【説明員退席 10：38】

【再開 10：39】

（2）その他

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。一般質問初日、9日であるが、そこで議友会の傍聴が予定されている。また例年閉会日に実施している議友会とのパークゴルフ大会、懇親会について日程、会場等を全員協議会で決定するということなのでお知らせする。その他であるが、議会モニター会議について前回の委員会後に私と事務局で別紙のとおり説明したので、これを全員協議会で説明の上今後会議録とあわせてホームページ議会だより等へ掲載して参りたいと思う。これは前回皆さん見ていると思うので、赤字の部分が今度の今後の対応についてということで議論した部分を文字にした部分ということになる。確認していただいてこれでよろしいか確認をしたいと思うがいかがか。

川上委員：4ページの14番、作ることを検討だと思うけども、県とになっている。

委員長：前回気がつかなかったということで、申し訳ない。他にあるか。

（「なし」との声あり）

委員長：それでは、次に参りたいと思う。模擬議会についてであるが、模擬議会の日程が若干変更になっているので、事務局に説明を願う。

事務局長：先日個々の委員の方にも電話で確認させていただいたけれども、高校から今回模擬議会に参加される生徒の大部分がホッケー部だそうで、9月6日に予定していた最初の勉強会がちょうど大会にぶつかるということで、何とか変更できないかという話を月曜日に入ってから聞いたので、それで急遽調整させていただいたが、カレンダーを見ていただくとわかるとおり、後ろのどこかに倒していくのが議会や学校の行事もあって難しいということで、急遽、来週の金曜日、30日に変更させていただいて、一応、新たにカレンダーを作り直したので、今回配付のとおりのお予定でお願いしたいと思う。そのあとの一般質問締め切り、答弁、事前のリハーサル、模擬議会の日程については変更していないので再度確認していただきたいのと、当日の皆様の参加、それで高校が今回担当の先生が新しい方というところもあるのだろうが、あまり情報が入ってこないもので、当日このようにしたいというのをまだいただいていない。それが来次第皆様に連絡はするけれども、当日は1時15分から始まるので、1時までに直接学校集合ということでお願いしたいと思う。事前の関係でもし必要があれば、メール等でお知らせするのでよろしく願います。

委員長：そういうことで、日程については確認をそれぞれ願います。3番目であるが議会活性化の取り組みについて、IT化に係る検討について全員協議会に報告をしたいと思う。6月26日に先進地視察として浦幌町議会を視察したことと、7月18日、8月8日の2回、8月8日については議員皆さんに案内したところであるが、タブレットにかかるデモンストレーションを実施したところである。次回の委員会であるが、8月27日火曜日、昼までの一般質問締め切りを受けて午後2時から開催したいと思うのでよろしくお願いします。皆さんの方から何かなければ本日の議会運営委員会はこれで終了する。

【閉会 10：46】